

平成14年度 第3回

「北区NPO・ボランティア活動促進委員会」議事録（概要）

日 時：平成15年5月28日(水)午後7時から9時

会 場：北とぴあ 7階701会議室

出席委員：武藤 博己(法政大学法学部教授)

岸本 幸子(パブリックリソースセンター事務局長)

鈴木 将雄(東十条3丁目町会会長)

我妻 澄江(北区女性のネットワーク副代表)

松下 正義(北区小学校PTA連合会会長)

竹腰 里子(北区リサイクラー活動機構理事長)

田辺恵一郎(北区地域情報化推進協議会理事)

榎谷 雅司(北区子どもの本に関する連絡会代表)

富田 順子(白樺会会長)

田中 清隆(公募委員)

仁尾 光宏(公募委員)

富田 常子(公募委員)

本間 次郎(公募委員)

谷川 寿世(公募委員)

オブザーバー：小原 宗一 北区社会福祉協議会ボランティア・市民活動センターきたセンター長

事務局：秋元 憲 地域振興部長

石井 博 地域振興課長

木村 浩 コミュニティ担当課長

木澤 実 コミュニティ担当主査

次 第

1. 議 題

(1) 議事録の確定について

(2) (仮称)区民活動サポートセンターについて

(3) その他

2. 次回の日程

開 会

1 . 議 題

委員長

それでは、第3回のNPO・ボランティア活動促進委員会を始めさせていただきます。
最初に議事録の確定からお願いしたいと思います。

コミュニティ担当課長

訂正させていただいたNPO・ボランティア活動促進委員会の議事録を、お配りさせていただいております。議事録の確定のご承認をお願いいたします。

委員長

6月3日までにお申し出いただき、その後、確定をするということによろしいでしょうか。
(異議なし)

続きまして、議題の2でございますが、(仮称)区民活動サポートセンターについて、委員会で議論すると時間的に難しいので、作業部会を設置して検討する素材をつくっていただくのではないかとということになったかと思えます。そこで、その作業部会の経過の説明を事務局に、検討結果については委員の方にご説明いただいて、その後議論するという手順を進めていきたいと思えます。

それでは、事務局の方からまず経過の説明をお願いいたします。

コミュニティ担当課長

(仮称)区民活動サポートセンターにつきましては、今、予算について議会のご承認をいただく手続をしております。従いまして、場所とか予算的なものについては、まだ、ご報告できないのですが、ただ、(仮称)区民活動サポートセンターの整備につきましては、作業部会で、ご議論、ご検討いただきました。作業部会は、本委員会での検討を充実するための作業を行なうということでございますので、ここで、作業部会で検討したことをもとにご検討いただきたいと考えております。

それでは、検討内容につきまして委員の方にご報告をお願いします。

委員

時間がなく作業部会で議論を進めましょうと、ご提案を申し上げました張本人でございます。作業部会で進行役を務めてまいりました関係で、その検討経過についてご報告を申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。まず、作業部会での検討経過という形で、一応の結論を(1)並びに(2)に掲げてございます。

まず(1)について、区民活動サポートセンターは、区と社会福祉協議会の共同設置とし、15年度は区民、区、社協の3者からなる運営委員会により共同運営を行い、16年4月を目途に、運営委員会の組織を強固にし区及び社協から運営委員会が運営を受託する。また、「丸投げ」を避けるため、区及び社協も運営委員会に加わる。当面、区及び社協は研修として職員をサポートセンターに派遣するが、段階的に運営委員会による雇用職員に切りかえていく。この内容につきまして、別紙(案)という形で掲載してあります。後ほど事務局の方からご説明をしていただきたいと思います。

続いて、(2)として、新しい組織として運営するとなっております。これは一応の結論で、作業部会においてこんなのはどうだろうかというレベルでございます。内容として、「ボランティア・市民活動センターきた」の蓄積してきたノウハウを活用して運営するとともに、今のボラセン(ボランティア・市民活動センターきた)を発展廃止する方向で運営する。また、ボラセンが名称、場所を変えただけということは避けましょうとなっております。これらについて、おおよそ皆さんのコンセンサスがとれたということで取りまとめさせていただいております。

次に、検討経過についてございます。サポートセンターにボラセンを取り込む理由やそのコンセプト、皆様のご意見や質問等に対して事務局に答えていただいた。わからなかったことがだんだんわかり共通認識を持てるようになったということでは作業部会を開催した価値はあったと思います。

それでは、別紙（案）の説明を事務局にお願いしたいと思います。

コミュニティ担当課長

作業部会の検討を通じて意外だと思ったのは、社会福祉協議会の職員を区の職員だと思っておられる方がいたことです。社会福祉協議会の職員は区の職員ではないということをお大前提にお考え下さい。区の職員に準じた給与体系になっておりますけれども、北区とは全く別の法人格であり、そのことを念頭に置いて説明させていただきます。

先ほど説明ありました（案）という表をご覧くださいと思います。この（案）は、10月から本年度終わりの3月までの形と、16年4月以降を目途に、こういった形を目指していきたいという16年4月以降の形から成っております。16年4月以降が理想的な形と考えております。

最初の、15年10月から16年3月の形をご覧ください。これにつきましては、設置については区と社協（社会福祉協議会）による共同設置ということで、双方で費用を負担するというようになっております。区の負担といたしましては具体的には施設の提供と資金、これは施設の整備とか運営とか、そういった資金でございます。あと職員、これは私どもコミュニティ担当課の職員のことを言っております。社協につきましては、やはり資金、これはボラセンの現在の事業にかかわる事業費ということでございます。それと職員、ボラセンの職員ということになっております。

運営につきましては、今年度は区民と区と社協による共同運営となります。意思決定は、区民と区と社協の共同で構成される運営委員会が意思決定をいたしまして、コミュニティ担当課とボラセン職員がセンターに入り、協力・連携を行いながらセンター運営を行なう。また、センター運営に必要な職員については、今年度は区が専門員と臨時職員を雇って運営をするけれど、事務局長は置かないということで考えております。

問題は運営委員会の構成、これは多々ご意見をいただきました。今年度については、運営委員会に責任と権限を持たせ、ある程度、委員会の決定に区も社協も従う義務を負うという紳士協定のようなものが必要ではないかと考えております。したがって、区や社協の意思が実現するためにも、運営委員会の構成が非常に重要になってくるのです。構成につきましては、（案）としまして10名程度で考えております。10名の内訳が区民5、区職員が3、社協が2、社協は行政側と考えれば5対5という形になるかと思えます。ただ、区民につきましては、区民の代表という視点を考えますと、ある程度民主的ということの担保も必要かと思ひまして、区民5の選び方といたしましては、NPO・ボランティア活動促進委員会の方から2名入っていただきます。

サポートセンターにつきましては、今後、区民の方に広く関わっていただく予定でございます。入りたいという区民の方全員に入っていただき、サポートセンターの運営部会を3つ作りたいというのが案でございます。その3つの部会というのは、例えばフロア部会ということで、センターをつくる際のレイアウトとか、備品をどんなものを入れたいかとか、あるいはセンターがオープンした後、日常の運営協力などを支えていただく部会。2番目として企画部会。これはセンターのオープニングでの企画とか、センターが始まった後の研修とか講演会など、そういったものの企画をしていただく部会。3つ目が情報部会。これは情報システムをサポートしていただいたり、広報とかセンター通信などの広報部門をやっていただく部会。この3部会に区民の方たちに自由参加していただきまして、その部会長なり代表者なりが運営協議会に入る。これら各部会の3名の代表者に、先ほどの委員会

からの2名を合わせて5名ということで案を作っております。

これが3月までの運営組織です。4月以降につきましては、後ほどご検討いただくことになってと思いますが、やはり運営委員会が主となって運営していく方がいい。この案は、ある程度しっかりした業務執行体制ができたということを前提に、運営委員会が区から委託を受けて運営するというごさいます。したがって、運営委員会がセンターの中の機関ということになりまして、運営委員会の下に事務局長、次長、職員がいる、そういった組織体制になっております。この運営委員会につきましては（NPO法人？）となっておりますけれども、これは作業部会の中で、自分たちが組織をつくっていききたいという意見がございまして、この運営委員会が区から委託を受けたり、あるいは人を雇ったりする際に、やはり法人格があった方がいいのではないかという意見がございました。その際に、やはりNPO法人というのが1つの手段なのかなということで、「？」ということになっております。ここはまだ、ご議論が決着しているというか、意思が統一された部分ではございません。

この議論の中での特異な部分なんですが、その運営委員会に区も社協も理事の1人として、その法人の中に入って運営をさせていただくとなっております。そこで、私たち職員の関係が議論になった。一応の結論といたしましては、区の職員は区からの派遣研修ということでセンターに入らせていただく。派遣研修というのは、いわゆる命令権は派遣先にあるということで、この場合でいきますとセンターの事務局長というか上の運営委員会が命令権を持つということになります。社協も同じ形になります。そういった形で16年4月以降の運営を考えてはどうか、というのが作業部会での方向性だということになっております。

委員長

この作業部会に参加されなかった方も3回フルに出られた方もいらっしゃる。そのため、問題に関する共通認識の違いというのが少しあるかなと思います。そこで、ここで言っている意味がわからないなどのご質問をいただけたらと思いますが、いかがでしょう。

委員

平成16年4月以降の案なんですが、この運営委員会の理事の中に区が入るとのことですが、区からはどなたが入るのでしょうか。例えば役職名とか。

コミュニティ担当課長

そこまではまだ詰めていないけれど、現段階では地域振興部長ということになるのが、一番素直な考え方かと思うんですけども。

委員

そうしますと社協はどうなるんですか。

コミュニティ担当課長

社協は事務局長と。

委員

「ボランティア・市民活動センターきた」は、サポートセンターが立ち上がった後はどうなるのでしょうか。今、活動しているあの場所等がなくなるということなのか、それが移動するという事なのか。社協では「ボランティア・市民活動センターきた」の業務を、そこでは行わないということになるのか。

コミュニティ担当課長

「ボランティア・市民活動センターきた」は、現在、常勤2名、非常勤1名、あとはアルバイト等で運営されておりますが、センターに移行するという事で考えていただきたいと思います。「ボラ

ンティア・市民活動センターきた」の業務は、サポートセンターの方でやると。ただ、「ボランティア・市民活動センターきた」はいろいろな業務をやっております。社協固有の業務などについては今の社協に残ると。それは社協の中の事務配分の問題なんですけれど。そのため、この常勤2名、非常勤1名がそのままサポートセンターに来るかはわかりません。ただ、案として常勤2と書いてある。これはあくまで案ですので、社協の事務の内容によってはどうなるかわからない。コミュニティ担当課については、職員2名がセンターに来るという形を考えております。

委員

要するに、ボラセンがそのまま、名称を変えて場所を変えただけということだけは避けよう。これだけはすごく議論をしていただきたい。資料にあるようにボラセンは「発展廃止」と書いてある。中身の問題で、ボラセンが名称、場所を変えただけということは避ける。これがすごく大切なところなんです。そこだけはよく、皆さんで確認していただきたいと思いますね。

それと、役所の方が行くというのは、コミュニティ担当課が行くのではなくて、その中の職員が行き、そこに常駐するということですか。区とサポートセンターの両方の仕事をやると。

コミュニティ担当課長

そういうことです。指針の中にありましたように、区の総合窓口という職務を私どもも持っております。いわゆるセンターが協働の実践の場といいますか、そこに相談があったものを我々が受けて、それを協働の必要があれば各担当部署に回す。そういったこともセンターでやりたいと思っております。

委員

ここの16年4月以降もそういう体制ですか。

委員長

ポストはちょっと違ってきますけれども、体制は同じですね。

委員

気をつけなければいけないのは行政主導にならないようにしなくてははいけませんね。

委員長

事務局長がしっかりしないと。やはりコミュニティ担当課長に指示が出せる人でないとだめですね。

副委員長

サポートセンターの機能の中には、協働のコーディネーターが入るという理解でよろしいですね。

コミュニティ担当課長

そう私は理解しております。

副委員長

おもしろいですね。とても難しいというか大事なというかチャレンジングなところですね。

委員

そうですね。平たく言うと共催のためのコーディネーターというところがございますね。

委員

協働やパートナーシップ組むといっても、自治体はもう自立しているのですから、市民がやはり自立しないとなかなか協働作業はうまくやっていけないところがあります。

委員長

検討経過についてはほとんどご質問がなかったんですが、ここで説明されていることや検討結果として書かれていることなどについて、作業部会で議論された方で、私が言ったのはそういう意味ではなかったというようなことがあればご意見をいただきたいと思うんですが。

委員

先生のご意見を。

委員長

作業部会としてすばらしい意見を出していただいたと率直に思っております。

委員

いろいろな方がたくさんお出になっていた。もっと、内容をどんどん変えていったっていいと思う。でも、10月というともうすぐで、歩きながら考えた方がいいのではないかと。まずいいところはやってみて、もしかしたら16年4月までに変わるかもわからない。初めての試みだから。

委員

ただ、この促進委員会委員の任期は再来年の3月まであり、センターについては、側面から見っていく役割がある。そういうことからすれば、16年4月以降は大枠こういう方向で、ということを決められたのはとても大きい。とりあえず走り出してからだと情報格差が広がり行政主導の色がどんどん強くなる。歯どめをかけるという意味で、先々のことを決められたことは意義があったと思います。

それから提案ですが、この委員会は「活動促進委員会」と言います。これからできる委員会が「運営委員会」というのではわかりづらい。仮称でもいい、例えばNPO・ボランティア活動推進機構とか、何かそういう名称にしておければと考えております。

委員

そうなるメンバーがちょっと違うのでは。

委員

この委員会はこのままですよね。

委員長

この委員会は途中での名称変更は難しいですね。

委員

「運営委員会」というのがこの「NPO・ボランティア活動促進委員会」と似ているためわかりづらい。この「運営委員会」の名称を、例えば「NPO・ボランティア活動促進機構」とか、そのような形で名称を変えておいた方がわかりやすい。つまり別組織であるということが名称により明示できる。

委員

それは16年の4月からでもいいのではないですかね。

委員

ただ、15年10月から運営委員会ができますよね。

委員

「運営委員会」という名称は変えた方がいいけれど、だけど適当な名前がない。

この運営委員会がNPOになるかどうかわからないけど、その時でもいいのではないか。

委員長

任意団体ですよ、この3月まで。この任意団体の運営を決定する会議体としては、どんな名称が一般的なんですか。

委員

「運営委員会」は、「NPO・ボランティア活動促進委員会」の下部組織として、というとらえ方をしている意味ではないですよ。

委員長

そうではないですね。

委員

そうすると、名称の一方が「NPO・ボランティア活動促進委員会」になっていて、こっちが「運営委員会」というと、やはり下部組織のイメージに。

委員

なりますか。全然なりませんよ。これは「NPO・ボランティア活動促進委員会」だから「運営委員会」とは違います。

委員

では、何の運営委員会なんですか。

委員

このサポートセンターの。

委員

サポートセンターの運営委員会。でもその先に「サポートセンター運営部会」というものがまた出てくる。実はここで言う運営委員会はサポートセンターの運営委員会ではないのではないのでしょうか。ここで言う運営委員会は、市民活動促進をするための組織なんですよ。サポートセンターのための組織ではないと思いますが。

コミュニティ担当課長

まだ（仮称）区民活動促進サポートセンターとなっておりますが、10月になりましたらこの運営委員会の名称の前に、センターの名称のついた、例えば、「区民活動サポートセンター運営委員会」というのが正式名称になると思っています。

副委員長

話を突き詰めると、NPO法人になるということの大前提にすれば「NPO法人準備委員会」となるんですよ、「運営委員会」ではなくて。でも大前提にしていないから「運営委員会」と言わざるを得ないのかなと。

コミュニティ担当課長

ですから、現時点では「（仮称）区民活動サポートセンター運営委員会」という名称になると思っています。ただ、その下に運営部会が入るといいます。

委員

運営部会というのはおかしいよね。

委員

運営部会の10月に向けたスケジュールというものがあるのでしょうか。例えば公募するというふうなことをおっしゃっていましたがけれども。

コミュニティ担当課長

議会でご決議いただいた段階でこのような形になると思うのですが、詳細な点についてはこの委員会で決めていただく。また希望としまして、委員の方に準備部会の継続をしていただき、そこである程度の結論を得た段階で区民の方に広く参加を募ってという形で。

委員長

そうすると、この準備委員会の運営部会のようなものが先に動き出さないとレイアウトなどが決まらない。10月以降ではだめですよ、先にできていないと。そこが動きつつ、区民の新たな参加を

得て、10月の段階ではこうした任意団体としての体裁を整えるという形になりますね。

委員

やはりおかしいですね。運営委員会は、サポートセンターを運営する意思決定機構であるべきです。サポートセンターというと場所の名前ですよ。場所を運営するための意思決定機構ではおかしい。サポートセンターを運営することを目的にする意思決定機構では意味がない。大きな目的は、市民活動を活性化させることであって、その一つの手段としてサポートセンターがあるはずですよ。市民活動を活性化させるための組織が必要だという話で議論していると思っております。

コミュニティ担当課長

場の運営だけを考えるとそのとおりなんですけど、運営というのはサポートセンターの機能を運営するための委員会です。

委員

条例を作る時に、サポートセンターの運営をどこそこに委託するという形になると思いますよ。そうすると、サポートセンターの運営委員会に委託するんですか。そうすると、それは行政が作ったものの下請をやりなさいということを書き中言っているということですよ。運営をしなさいと言っている。運営というのは基本的には意思決定ではない。運営というのは、マネジメントで言えばずっと低レベルの、執行レベルの話であって、決断をする部分というのは運営ではないんですよ。

委員

NPOだったら理事会ですね。

委員

当然そうですね。だから行政の下請として運営をやりなさいというイメージだったら、こういう運営委員会の名前になってしまいます。その組織の大切な役割は運営ではなく決断をすることなんです。

委員長

それでは、NPO法人になることを前提として、このNPO法人の理事会の準備委員会として位置づけていくのはどうですか。NPO法人になったときには、もちろんこのサポートセンターを運営するということがあります。それプラス北区における市民活動活性化の企画をし、実施をしていくという。もちろんサポートセンターの具体的な場の運営ということもありますが、それは含まれません。そうすると、ある意味でこの委員会（NPO・ボランティア活動促進委員会）そのものが、北区全体の市民活動の促進を考えることになりまして、ある意味で重なる部分は出てきますね。ただ、そのところは二重に動くというような話にはならなくて、恐らくこちらの委員会（NPO・ボランティア活動促進委員会）の方は特定の運営ということがありませんから、広く北区全体を見ながら、市民活動の促進のことを考えていけばいいんですが、サポートセンターを運営するNPO法人ができたときには、その場の運営プラス北区における市民活動の促進を考える活動をするということですね。そうすると、この運営委員会はもう過渡的な形として考え、来年の4月以降の組織がこういう形でいいということになれば、準備委員会として動いていけばいいのではないのでしょうかね。

委員

ちょっとよろしいですか。別にNPOにならなくても、組織として意思決定機関であるということがイメージできる名称にした方がいいというご提案を申し上げます。準備委員会にするのかどうかということについては、また議論をすべきことだと思います。ただ、運営を任せられるというイメージの意思決定機関であってはいいかと。

委員長

運営という言葉は、狭いということですね。

副委員長

でも法人化を前提しなければ難しい。法人化を前提とするというのがあり、この場を運営することを任せられるだけではない組織として立ち上げるという前提で、委員長のおっしゃったような位置づけがすっきりすると思います。それがなければ、現時点では運営委員会という名称になると思うんですけど。その辺の何を立ち上げるのかということについてのご議論というのはあったんですか。

委員

半年間は業務委託はないわけでしょう。今、委託を受ける場合はどうかと言うんだけど、委託はないんですよね。半年は。だから条例ができることはない。

委員

NPOになるかならないかというのは1つの方法論の話です。NPOでないと行政側は委託ができないというのは行政が決めたルールであって、それは新たなる条例をつくれれば、別にNPOでなくたってできるはずですよ。ですから、NPOありきとか法人化ありきの議論というのは、僕はナンセンスだと思っています。行く行く議論する上で必要なことではあります。

副委員長

名称の問題ではないんです。作ろうとしている組織が、任意団体であろうが法人だろうがNPOであろうが、この場の運営をするという前提でご議論なさっているのか、それとも、それは今度できるものの事業の1つであり、その他のことも行なう北区のNPO推進の主体となるんだというイメージで議論なさっているのか、そこが大きく違うのではないかとということを申し上げたかった。もし、後者であれば、運営委託であろうが委託になるんです。運営委託が10ある事業の中の1つだということであるなら、確かに運営委員会というよりは組織の意思決定機関であるという位置づけがわかりやすいでしょう。そうではなくて、区の施設を回すだけであるなら運営委員会という名称でしょうね。その辺の事業の幅というか、でき上がるものの機能とか位置づけについてどのような幅をもってご議論なさったのか、そういう確認です。

委員

そういう運営委託ではないという立場に立ったものですから。議論はなかったですけどね。

委員

来年の4月以降は、この理事会という名称は不自然ですか。理事が構成されて理事長がいる。これはもう、ずばり理事会ですよ。

副委員長

そうですね。でき上がる組織の名称の問題と、本当に作ろうと思っている組織の性格はちょっと違うと思います。

委員

それはわかりますけれど。この運営委員会を来年の4月以降は理事会にすることに何か抵抗はありますか。

委員

理事会でもいいんです。要するに、では何の理事会かという。

委員

もちろん「何とか組織」とつくでしょうね。

委員

その組織名について、当然、後者のイメージを持っています。というのは、今までの議論の中で、このサポートセンターが中心的な役割をするけれども、先々、各地域での活動場所の確保とか、活動をしやすい環境づくりとかというのも議論をしてきており、センターだけを考えていくのではないという立場で議論はしてきているつもりであります。

委員長

要するに、指針で触れ、あるいは以前から検討してきたものは、場の運営だけではなく、もう少し幅広い活動をしようと、それを中間支援組織と言ってきた。その中の1つとして、この場の運営も含まれるという理解で来ている。だから、そのときにこのサポートセンターというのは場所であると同時に、中間支援組織の名称にもなっているということではないかと思うんですが。

委員

いや、イメージの問題だと思うんです。先ほどの副委員長がおっしゃられたように、後者なんです。後者というのは、これからこういう意思決定機構、つまり市民の活動をもっと盛り上げていくような組織をつくろう。色々な事業があるうちの大事な事業の1つとしてこのサポートセンターの運営にも携わっていきこうという意味としてとらえる。そうであるなら、やはりサポートセンター運営委員会という名称はおかしいんじゃないかと。

委員

おかしいというか志が低いのではないかと。

委員

委託を受けてやるのなら、何とかの区民活動促進機構とかにしないとおかしい。過渡期として、委託はできない。6カ月の間だけ機構をつくるわけにはいかないでしょう。

委員

でもNPOを取得しなくても、10月以降の組織について皆さんの議論が必要だと思う。

委員

だってNPO・ボランティア活動促進委員会もあるわけだし、そこでは、結構、区民活動促進の議論をやっている。

委員

指針の5に規定されている文章を読み、この組織図を見ると、その機構とこの促進委員会との関係がどういうふうになるのかな。

委員

この促進委員会は会社でいえば外部からそこを監査するような組織で、実際に実行部隊としての意思決定をしていくところが理事会というイメージ。この委員会が、なにか活動したことをチェックするということは具体的にはできない。考えた方向性を示すとか、せいぜい顧問とか監査役ぐらいのことしか。ただ、今度できるその中心的な組織というのは、実際に決断をして責任をとって活動していく部分ですよ。これは全然位置づけが違っていると考えています。

地域振興部長

整理の仕方として、この1ページ目の資料と2ページ目の資料の、それぞれの運営委員会の意味合いが違うのではないかと。1ページ目の資料の運営委員会というのは、共同設置だから、区なり社協なりそれぞれの意志を持った団体が寄り集まっている状態。2ページ目というのは、もうちょっと発展した段階で、1つの受け皿となる組織まで発展している。だから、そういうふうにと考えると同じ委員会という名前を使っているけど、2ページ目の方は組織であって、1ページ目の方は連合体という形。

だから意思決定という表現が果たして適切かどうかということは、1ページ目の資料については言えると思う。そういうふうに整理したらどうでしょうか。

委員長

そうすると、この運営委員会ではなくて、調整会議のようなものになるということですか。

地域振興部長

いや1ページ目は、運営委員会なら運営委員会でいいと思うんですけど、果たして意思決定機能がここに持てるのかどうか。しかし、2ページ目はもう受け皿となる組織ですから、当然意思決定機能はそこに持ってこないといけない。

委員長

ここはそうですね。市民活動サポート機構のような名称になるでしょうね。

コミュニティ担当課長

中間支援組織とサポートセンターの関係について、1ページ目の中間支援組織、これは名称が中間支援組織準備会みたいな形。2ページ目の中間支援組織は、指針の一番最後の図にある区民活動サポートセンター（中間支援組織）になる。それでNPO活動促進委員会はそこにも意見を言うし、区にも意見を言う形になるという認識でいいんでしょうかね。そして、その中間支援組織の名称が、とりあえず活動機構みたいな形がいいと。

委員

今のお話で整理はできました。準備会なら準備会でもいい、ただ、意思決定はできないのではないかというお話ですけど、大切な意思決定を準備会の段階でもしていかなければならないと思っています。あくまでもこの過渡的な段階としての意思決定メンバーの選定でもあるし、そういう意味では準備会にするのか、準備委員会にするのか、そういう名称ならば全く異議ございません。ただ、次のページの運営委員会というのは、これは行く行くのことも考えて、まぎらわしいのでやはり中間支援組織、名称未定みたいな形で直していただけるといいかなと思います。

委員

サポートセンター運営部会とあるでしょう。活動部会ではおかしいよね。運営部会だな、やはり。

委員長

事業部会。事業をやる方ですよ、運営というよりは。実際に運営していくことを運営と言っているんでしょうけども。でも事業部会というのは何かおかしい。

副委員長

いいんではないですか、事業部会で。

委員

運営部会がおかしいと思いますよ。むしろ、活動部会とか事業部会とかの方が。

委員長

フロア部会と企画部会と情報部会。活動の方がいいですね、運営よりもね。

委員

フロア部会というのをやめて運営部会にすると、上が活動部会という名前なのに、また部会というのではおかしい。

委員

サポートセンターの活動組織、その中にこの部会が幾つかあるわけでしょう。

委員長

行政でいえば係でしょうね。3つの分野があるということはいいいでしょうね。1が運営というか総務のようなことでしょうかね、備品の選定とかね。2が企画で3は情報ですもんね。これは主たる活動分野をくくる話になりますよね。この運営委員会となっているところは、例えばこのコミュニティ担当課長と主査がいてボラセンの職員がいて、しかし、事務局長もいないし理事長もいないわけですから、その運営委員会がうまく調整していく。10人で運営するのですが、ここが月1回の運営委員会を開き、主たる4人を1つの目的に向けるのは難しい。やはり責任をとる方は、この中ではコミュニティ担当課長ということになるかと思うんですが。

委員

運営委員会という名前がいいかどうかは別として、ここに新しいその過渡的な組織ができれば、やはり10人のメンバーの中から責任者を1人、その中の互選で決めるとか。

委員

事務局長というのとは違うわけ。

委員

違います。ただ、そのためのいろいろな規約だとかを、半年間のためにつくるだけの意味があるかどうか。運営委員会の10名の中で、常識を持ってお互い調整をしていくとか。

委員

緩やかにしておいた方がいいと思いますよね。

委員長

そう、だからそういう意味でいろいろな規定をつくっていくことになったら、もう来年4月以降のための準備委員会になると。

委員

そうですね。NPOを立ち上げることも結構準備いるんですよ。

委員

16年4月以降の運営委員会のメンバーとして想定しているのが行政と社協と区ですが、第4の関係者として、例えば学識経験者やNPOの経験が豊富な方に入っただけでないかなと思っています。といいますのは、区民活動サポートセンターは、実質的に市民を対象に、広く考えていくということ。また、皆さんは行政や地域との関係で経験はあるんですけども、それゆえにピュアな判断が難しくなったりする。さらに、このサポートセンター自体が、例えばコーディネート、コンサルティングとかシンクタンクの機能とか、そういった将来的には我々のタレント以上のことをやるということを目指している。そういうことならば、学識経験者の方とか、それが無理であれば、例えばドクター課程の学者さんの卵でもいいですし、将来有望な、そういう専門家を目指すという方でも推薦していただいて、メンバーに加わることができないかと。

委員長

4月以降のことですね。

委員

本当であれば、これから立ち上げる、その10月の中にもそういった方に加わっていただければ本当はいいんですけど。ただ現実的には難しいのかなという気はするんですが。

委員

その件については、もっと喧々諤々議論をしなくてははいけない。これから、その準備会やこの委員会でも議論をしていく必要がある。新しい組織の規約や定款をつくる時、学識経験者を顧問とし

て置くとか、理事の構成メンバーをこうするとか。ただ、基本的には理事は選挙で選ばれるというのが原則。ただ、現実的には皆さん立候補しないから、誰それをお願いしたいと思いますがいかがですかという話になるパターンが多い。そういう選び方についても議論しておく必要があり、今のご意見はごもつともだと思えます。

委員

非常勤職員などの採用の資格として、一般公募を前提としても、そういう専門的なキャリアを有している方を募集するという方法もあるかもしれない。一定のそういう配慮があった方がいいのかなど。

委員長

そうすると、この過渡期のところは任意組織だとしても、あくまでも4月からのこの形をとるための準備段階としてここを考える。実質的にはコミュニティ担当課長、主査、ボラセン職員2名と、プラスその上の運営委員会で動かしていくわけですから、この全体をくくる組織として、サポートセンター準備委員会、あるいは、設立準備委員会を設置するということがいいわけですね。そういうものとして、しっかりとその過程を議論する。そして、この委員会に必要な応じてご報告いただいたり、あるいは区との関係については担当課長がいるから問題はないんですけども、この委員会としても来年の4月までは今回のように関わっていく。そういう仕組みの方がいいのかなとは思いますが。

委員

10月から、実際、サポートセンターが北とびあ11階にできる。実際にできてしまうから、その運用を話題にして、まず運営する組織を作らないといけない。必ずしも、平成16年4月からの組織のために、準備委員会で半年前からつくるという意味ではない。結果的にはそうなるかもしれないけれど。サポートセンターができてしまうからそのための組織をつくっておかなければいけない、というのがこの話のスタートではないんですか。

委員長

そういうふうに考えていくと、やはりここは直営で運営するという話になりますかね。半年間は、
地域振興部長

先ほどの発言はそれに近いものです。半年間は準備期間となる。準備期間という意味合いと共同設置ということは、多分に直営に近い形にならざるを得ないというイメージです。ただ、本来目指しているものと違ってしまつたため、一時的にせよ、準備期間という性格も当然持たせなければいけない。

コミュニティ担当課長

公営か民営かといえば、今年度については公営だと思います。ただ指針で示しているのは、公設民営であり、また、来年の4月以降そういう形が見えていますので、そこに順調に引き継ぐためにはある程度ともにやっていくのがいいということで、こういう形で作らせていただいたのです。

委員

本来ならば、初めから公設民営の方がいいんですよ。ただ、それは議論しても、最初からそれができないということがわかつた。

委員

話がもとへ戻ってしまったんですが。何のために、このサポートセンターをつくるのかというと、やはり中間支援組織をしっかりと充実させるためです。その象徴的存在として、みんなが集まれる場所の設定としてのセンターであり、そのこと自体が大切なことではあつても、単なる場所の設定なんであつて、その運営をどうするのかの議論をここでしなくてはなりません。実は中間支援組織としてどういうことをやっていくべきかという、大事な活動内容の意思決定を運営委員会が少しずつでも区と

協働の中でやっていかなければいけないというのが、もともと私が考えていたイメージなんです。だからサポートセンターという物理的な場所ができるから、その運営がどうのという話やどういふふうに活動、活用するかというような話は、ある程度任せてしまっても良いかもしれません。

委員長

そこは直営でも構わない。

委員

直営というか、意見聞きながら、ここからも意見が出るでしょうし。ただ大事なものは4月以降に向かって、どういふふうに協働体制をつくっていくのかということ、ある程度早い段階で動かしていかないと。ここで今議論している話を本当に責任を持って意思決定をする人たちにバトンタッチしないといけない。ここの委員会というのは責任がないんですよ。

委員長

この委員会は責任ありません。区長に答申するのですから。

委員

答申するんです。中間支援組織というものをしっかり作り上げて、市民の活動をもっと盛り上げていこうではないかという話なんで、サポートセンターどうのこうの話はワンオブゼムの話だと私は考えているんです。そう考えておかないと、看板を変えたボラセンの、看板を変えた場所がここに移っただけとか、区の職員が出てきて、区が対応するセンターになってしまいます。

委員

そのとおりなんですけど、急いで小委員会的なものを何回も繰り返そうという発想の原点は、10月にセンターができるので時間的にとても厳しい、だから小委員会を黙々とやろうと。それだけではないのももちろんおっしゃるとおりですが、だけど、これを10月にスタートさせるという目的は、そこと時期的なリンクはしている。

委員

それは間違いありません。場所の運営の話はもちろん大切だけれども、大事なのはどういふふうに市民活動を活性化させていくかという中間支援組織の役割をどう考えるか、大事な意思決定があるということだと思います。

委員長

それはおっしゃるとおりですね。

委員

そうすると、16年の4月以降にそういう組織ができたとして、果たしてそこでお仕事をされる方々の意識改革ができるかという話です。これは、今までいろいろ議論してきたことに沿ってでき上がってくる組織であり場所であるわけですから、やはり早目にそういった責任を持てる組織を立ち上げておかないと。要するに場所はあるけれども、魂が入っていない組織になってしまうということを危惧しています。

委員長

来年の4月までは、そういう場所の運営を考慮しつつ4月からの組織体制を考える場になるのかな。

委員

ちょっと例を挙げて申し上げますと、私は北区リサイクラー活動機構というものを代表しております。それは、リサイクラーという会議があり、そのメンバーが1年間で、システムをつくり、その実行をする場所や実行する組織がほしいとその機構を作った。そのリサイクラー会議で拠点が欲しい

という話があった。その拠点をつくることと同時並行して、区の方が思い切って、条例によって自主団体に任せるということになり私どもが受けた。確かに初めはそのこの拠点をどうするかということで、準備も含めて大変でした。けども、私たちが作った目的はその拠点の運営だけではない。委託事業だけを目的に作ったわけではない。もっと違うこともやりたいということがわかってくる。今は委託事業以外の、大きないろいろな仕事をしています。そういうふうになっていく、育てていかなければいけないと思う。初め、とりあえずこの拠点をきちんとやるということがまずある。やっていくうちにだんだんわかってくる。この拠点の運営だけではだめなのではないかと。そういうふうになっていくと思いますよ。

委員

ごもっともなんですけど、リサイクラー活動機構と違うのは、既に似たような活動をしている組織がある。

委員

だからそれは、ボラセンがセンターに移行しただけでは困るということは何回も言っている。それを含むので余計にややこしい。役所はお金がないからと言われ、そこで妥協したわけですね。

委員長

ただ、場の運営というけど、今回のサポートセンターはそこに多くの方が来て、きっかけをつくり、そこから広がっていく活動というものがある。やはりその「場」は単なる場所の「場」ではなくて、もっとセンター的な「場」の意味を持っていると思うんですね。

だからセンター的な「場」をうまく管理してみんなが使いやすいものにしていくという、その組み立てていく過程がまさに活動を広げていくのではないかと思うんです。だから、「場」の運営はワンオブゼムではあるんですが、過半数以上の大きな活動になるという前提で、すぐに広げなくても、しっかりとその運営の仕組みをこの理事会をつくっておけば大丈夫ではないかと思いますが。

委員

要するに意思決定機構が「場」の運営のための意思決定機構では意味がない。当初はその「場」の運営のを中心に話すかもしれないけれど、「場」の運営の中で一番大事なものは人の問題なんです。人をどういうふうに組織の目的に合ったように活動していただくかという。例えばリサイクルにご興味のある方たちが集まってそれをやるという話と、既にいろいろなことをされてきた方が来るのとは、根本的にゴールをどこに据えるのかという大事な意思決定をしないと、寄せ集めの継ぎ接ぎの看板を変えただけということになりかねない。それを非常に危惧しているんですよ。

委員

だからしっかりしなくてははいけない。それは初めからの結論なんです。けど、そういう拠点ができるとそこからいろいろな広がりが出て、輪も広がっていく。

委員長

そうすると、当面、この10月から「場」が設定されて、そのこの運営は4月からの組織を持って来た方がいいということになりますか。

委員

いえ、そうは言っていないです。

副委員長

でも現実論から言えば、4月に新しい理事会なり運営会を立ち上げるためのご議論をなさるわけですよ、運営委員会の中で。どういう活動をしていくのか、どういう人間を理事にするのか、会員は

どうするのか、ほかのNPO団体とどういう関係性を作っていくのか、あるいは市民の方がこの運営にボランティアとしてどう関わるのかとかいうような具体論をご議論なさるわけですね。そういう意味で意思決定機関ですと。実際の10月オープンから4月までの間の運営は、基本的には直営方式に近くなりますと。4月の本格オープン、要するに公設民営型というのか、それに移行するまでの間の議論をする期間として、ここで言うところの運営委員会、それから先ほど委員長が名称変更でサポートセンター準備委員会と変えたところは議論していくと。そういう整理でよろしいですか。

委員

1つだけお聞きしたい。4月から、そういう機構を立ち上げて業務委託は受けられるの。

地域振興部長

条例の規定の問題ですか。条例をつくるときに、附則で「できる」という規定を設けておけば。

委員

それ、できるわけね。作ったけど、「委託は困る、頼りないから」なんて言わないでしょうね。

コミュニティ担当課長

その組織がある程度しっかりしていないと難しいということと言えます。もう一つ大きな問題として、予算は4月に急に決まるわけではありませんので、ある程度早い段階で見通しを立たないといけません。並行的にやっていかないと間に合わない。だから一応4月目途ということなんですけど。

委員

どういう条例になるか知らないけど、どこそこに委託する、という規定の仕方はできないでしょう。

地域振興部長

例えば、そのNPOに関するノウハウを持っている団体に対して委託できるとか。

委員

そうそう。そうするとほかの団体が手を挙げる可能性だってあるわけですよ。

地域振興部長

そうですね。どこにするかというのは、また契約の問題ですから。

委員

副委員長のおっしゃるのはごもっともなんですけど、この10月の段階で、4月以降のことを意思決定していかないといけない。

副委員長

だから、その議論を10月から3月の間やるというふうに申し上げた。

委員

そうです。だから、単なる形式的な、その場所の運営だけを考える意思決定機関ではない。

副委員長

だから、むしろ設立準備委員会の議論をして、実際の運営に関しては過渡期で、かなり直営に近い方式ができますと。

委員

このNPO・ボランティア活動促進委員会とその運営委員会との関係はどのような。

委員長

この委員会は北区の審議会で、区長に対して諮問をするということです。答申することも諮問も受けていませんので。ここで重要だと思うことを答申していけばいいんです。

コミュニティ担当課長

やはり指針の13ページの図が一番わかりやすいのかなという気がしています。

委員長

そうですね。一部、行政に関わっているというところがですね。一部、行政に関わっているというのは、私たちが行政に対して答申をするからだということなんです。区長に対して答申をする委員会。でも、実質的にはこの中間支援組織、区民活動サポートセンターをこれから立ち上げるということについて、私たちの提言でこういうものを作ったらいかがでしょうか、ここはこんなふうについたらどうですかというのを区に提言をし、区がそれに基づき動いていくという仕組みです。新たにできるサポートセンターというのは、ここの委員会とは別の組織になります。ただし、今言った経緯がありまして、私たちの委員会が提言することによってこれが動き始めることから、今年の段階でも2人の委員を入れておきましょうということで、結果として、次の理事会のところにもそういうメンバーが続いていくという可能性あります。ただ、この委員会からのメンバーとして出るのか、区民の代表として出るのかは、まだ詰めていないということになります。従って、この運営委員会のメンバーは、次の理事会のことを想定しながらいろいろなことを議論していき、運営についても議論していくということになります。ここの、区民5、区職員3、社協2という構成はよろしいですか。

委員

問題なくもないんだけど、仕方がないかなと。役所も通らないらしいから、余り区民を多くすると。

委員長

このNPOは4月に立ち上げるんですか。3月ごろには立ち上がってないと難しいというような。

センター長

この区民5、区職員3、社協2という構成は、センター管理・運営のための共同運営のための会議というような位置づけだったと思うんですよ。これが、新しいNPOを作ることだと、行政の方がここに入って新しいNPOを作るという話はちょっと変になってしまうのでは。

委員

何度も言っているんですが、サポートセンターという場所の話ではなくて、中間支援組織として何をやるべきかということから、定款を決めたり、ルールを決めたり、人の採用をしたりするという、要するに責任を持って執行に当たる理事的なイメージととらえている。実際にNPOを作るための組織をどのように作っていったらいいのかという話であって、その組織がそのまま次の理事会になるわけではない。自分たちがNPOを立ち上げるときに、行政との連携ということをやはり考えながら取り組んだ。単に自分たちだけがやりますと言っても、これはなかなか大変なことだ。だから、準備委員会の中にオブザーバーとしてご相談をできる行政の方に入っていた。この運営委員会がイコール、そのまま次の理事会になるなんていう話は一切していない。行政側も、そういうしっかりした民間の中間支援組織ができることを望むという形での、我々の答申を受けての活動なわけです。だから、NPOであろうが任意団体であろうが、側面から行政も支援しましょうという話はもともとあるわけですよ。だから、社協さんも、あるいは区の職員の方も入っていただいて、どういう新しい組織を作っていくのかを考えましょうという大事な組織だと思っています。

委員長

運営委員会というよりも運営会議というか、調整会議というようなイメージを持つんですが。次の理事会の構成を考えるということであるならば、次の理事会を想定したような準備組織を考えていく。それから、この運営委員会にその組織から人を出すというような、そんな感じがするんですけど。

要するに、この運営委員会の区民5の区職員3の社会福祉協議会2の10名で次の理事会を考え

るというのはだめということでしょう。

委員

だめですよ。

委員長

10名の内、区から3人、社協から2人が出てきて会議体としていろいろな問題を調整することはできるとしても、中間支援組織の理事会をどう作るかということについては、その前段階の組織をつくって議論していく必要があるという気がしたんですが。

委員

どういうふうに仕掛けていくかの話なんです。新しい組織ができて理事が選出され意思決定機関ができるという、そういう組織がNPOの場合は求められている。どういうふうに、そういった中間支援組織として機能するものを作り上げていくか、それをどういうふうに立ち上げていくのかということを考えているとだめなんですよ。だから、運営委員会について、将来を考えた組織体制のあり方について責任を持った議論をしていかないと。

副委員長

人間は同じでも2つあるわけですよ。それが準備委員会であり中間支援組織であると。中間支援組織をつくらうという準備委員会があって、これが全部で、5、3、2で10名でもいいです。同じメンバーなんだけど、ここに場としてのサポートセンターの運営という話があって、将来これを運営受託するような支援組織のありようというものについて議論するところがあります。ここでは、もしかしたら定款だとか会員だとか事業内容だとか予算計画とかを立てます。その中の1つがサポートセンターの話。ただ、図が今1つになっているから、こっちの話をすると運営委員会だなと思ひ、こっちの話をすると準備委員会だなと思うという。

委員

共同設置によるサポートセンターの運営と書いてありますよ、ここだけ見たら。

副委員長

その図だと運営委員会になってしまうけれども、二通り出てくるということなんですね。それで確認したいのは、2つの議論をするんだけど、同じメンバーでいいんですかということですよ。

委員

議題がもともとサポートセンターについてですよ。それで、初めの過渡期の運営については共同運営ということで、その図がここに書いてあると理解していいんでしょうね。だから、今のお話は別の話ということですよ。

委員

違います。これは10月から3月の予定の中に、ちゃんとセンターの管理運営のためと書かれています。このセンターというのは、場所のセンターの意味ではありません。中間支援組織としてのセンターの意味です。事務局から説明があったように、先々のことも考えた組織全体の管理運営のための意思決定機関を運営委員会でやりますと書いてあるんですよ。ですから、両方入っているんです。

副委員長

両方入ってるんだけど、議論がかみ合わなかったのは、両方ともこのメンバーでいいのかということだった。一方は、本当の組織として立ち上がるのにこのメンバーでいいのか、他方は、戦略として区が入っているからこのメンバーでいいと。

委員

組織の姿を考え、ソフトランディングさせるための準備委員会を、別途、作らないといけない。

センター長

運営の場面にあて職っぽい人が入ってきて議論をするというのはなじまない。別に、設立準備委員会みたいなものができればいいんじゃないか。

コミュニティ担当課長

行政が5人を配置する理由というのは、場の運営に5人必要だという発想なんです。

運営委員会については、そのままNPOに移行するのではなく運営委員会が発展していく。最初はそれで行くのかなと。

副委員長

ここでの議論は、10月からスタートするとどうですか、このメンバーでいいんですか、ということなんです。

委員

いいと思いますよ。

委員

この区職員3と社会福祉協議会2というのは、これはだれが来るかはわからないという意味で書いてあるんですか。別の人がここに入るというふうにもとれますよね。違いますか。

コミュニティ担当課長

私の案は、行政3はこの3人。それに、社協の2人。一応そういう案で考えてみました。

委員

ここに活動部会、フロア部会と書いてあるから、まさにこれは民間側の方。

委員

新組織立ち上げるのであれば、やはりさっき言ったそういう第三者の方も加わりつつ。

委員

支援組織の姿を明らかにする中で今の話が出てくる。支援組織を立ち上げるときにはそういう方にも入ってもらった方がいいとか。それで準備委員会ができていくというイメージを持っているんです。

新しい組織としてこの中間支援組織を作るのだけれど、自分たちでお金を稼ぐことはどこにもない。行政とのやりとりの中で、お互いにメリットがあるような方向を見出し、組織をつくらうとしている。ある程度行政の方にも入っていただき、その喧々譁々の議論の中で、市民活動を促進できるような中間支援組織をつくり上げていく。

多分ほかの方が見ると非常に不思議に見えるかもしれない。

委員

準備委員会だからいいのではないかな。準備委員会にはいろいろな人がいるから。

副委員長

では、同じメンバーが二通りの議論をすると。

委員長

ただ、その場合はやはりNPO法人は難しいですね。NPO法人に区の職員が課長と主査とボラセン職員が2人、常勤の職員としている。

委員

これは雇われスタッフでしょう。この理事会は違います。

委員長

人件費はかからないですね。来て、働いてくれるという方2人。次長と主査。それからボラセンの職員はこちらが雇用する人ですね。

コミュニティ担当課長

この形は社協からの派遣になります。人件費も。

委員長

そうか。社協から派遣。この場合も派遣研修だから人件費は要らない。

コミュニティ担当課長

今年はこの職員については区が雇う形になっていますけども、4月以降は人件費として、委託料に乗せる。さらに、将来的に職員が引いた場合にはその分が当然委託料の中に上乗せされるという形で。

副委員長

その辺は何をする組織なのかという機能と一緒に議論していくことになる。つまり、ここにいるコミュニティ担当課主査の方が何しに来ているんだという議論に関わってくる。派遣職員は派遣先の命令に服するという事だから、こちら側の職員として行政側に対して協働のコーディネートをなるべく、民間の立場に立って動くというような位置づけであれば意義がわかる。そうでなくて、ただ単にポストで天下ってくるんだらばかみたいという話です。それは中身で議論することになる。とりあえずのところは今人件費分が確保されていると。それがその委託になって公募してもいいよという話になるかもしれないということも含め、人件費分を確保されているというふうに解釈する。

委員長

川崎の事例では、結果としてその市の出資団体というふうになったんです。NPO法人にするのは難しいし、もう出資団体として出向職員でやっていただくという形になったんですけれどね。だから、これはむしろそれに近いかなと思ったんです。ただ、派遣研修で10年間ぐらい約束してくれるとか、あるいは委託でこの派遣研修でない形で人が雇えるようになればいいと思うんですけどね。

副委員長

事務局長と理事長は民間だよということは何か議論しているんですか。

委員

やはりそういうことも、議論をしていただくことだと思います。基本的に、事務局長は運営委員会で雇用する、とあるのは行政から来た人での確かな方ならいいでしょうと。ここで、ずっと議論していた中で、非常にこだわったのが人事権を誰が持っているのかということで、これは派遣研修で来たコミュニティ担当課主査が気に入らなかつたら、この人戻せるのか。それができなければ、意思決定機関として機能しないではないか。つまり、与えられた人を何とか使いながら、効果を最大に出していくということは、非常に難しいので、この運営委員会とここで書いてある理事会のようなものが人事権を持つべきだという話です。人事権さえ持っていれば、的確な人であるならば民間でも区でもいいという考え方をしております。ただ、それは本当にしっかり議論をしなくてはいけないことだと思います。まだ、細かい議論はしていません。

委員長

それは派遣研修受け入れの際の取り決めに書かれてくるような話ですね。

委員

決められた人たちが来て、事務局長も区から来て、意思決定も理事会にないような組織をつくり形骸化した理事会になったら、ほとんど事務局長の思うとおりになってしまう。そうしたことをどういうふう回避するかが課題ですが、細かい仕組みまではまだ出来ていません。

副委員長

すごく初歩的な質問なんですけど、単純にNPO法人に出向することって出来ないんですか。

コミュニティ担当課長

できると思います。今やっている自治体もありますので。

副委員長

それは、役所内部的では、言葉としては派遣研修ということになるんですか。

コミュニティ担当課長

今は派遣研修という方法しかないんです。行った職員の不利益を考慮すると派遣研修ということになる。ただ、日本NPOセンターに我孫子市さんとか行ってますので、自治体にできないことはない。

副委員長

ただそれは、世の中の人には出向と呼んでいるけれども、役所処理的には派遣研修ということですね。

センター長

出向期間中は年金がつかないとか、そんなことはなってしまうんですよね、出向だと。

地域振興部長

もとの職務を持っているという形ではないと身分保証はできないということですよ。

委員長

ただ休職で、その特定の団体に行っていたという事例あるでしょう。

コミュニティ担当課長

それはその間の期間とか、福利厚生とか随分差が出てしまいますので、それをカバーするために、今、北区では派遣研修というのが一番職員に差がなくできるということでやっています。本来は休職とか辞めていくとか、そういうことがあるんですけども。

委員長

この派遣研修というのは、一定期間出すだけでいつでも命令で戻れと言われる、そういう意味かなと思ってたんです。しかし、かつての出向に近い、業務命令として行って仕事をするということなわけですね。

センター長

社協なんかは公務員ではないから出向はできると。

委員長

でも給与を出すのは、それぞれ派遣元ということになるわけでしょう。

地域振興部長

給料の問題では社協だって同じ、元の方で保障しなければならない。同じです。

委員長

ところで、名称は運営委員会でもいいんですか。仮称とつけておくとか。

コミュニティ担当課長

中間支援組織、まだ名がないというのはどうかという気はしますけど。名称未定で。

委員長

名称未定。

コミュニティ担当課長

4月以降は運営委員会の方は「中間支援組織」という名前にさせていただきます。現在は、名称未定。それで前の今年度につきましては「中間支援組織準備会」という形でやらせていただき、副委

員長の言われた形をちょっと考えてみたいと思っています。基本的にはそこで、4月以降に向けての討論をしていただくということで。10月以降となっていますけども、明日からでもすぐ始めたい。

委員長

そうすると、この10名の内、このNPO・ボランティア活動促進委員会から委員2名と書いてありますが、この2名は誰が行くかというようなことを決めないといけない。

コミュニティ担当課長

次回は7月に委員会開催を考えております。区民3名を選ぶにも1～2カ月はかかると思います。また、センターの名称については、仮称がとれて正式の名称になるのが普通ですけど。仮称をつけた名称と違う名称は可能なんですか。当分は(仮称)区民活動サポートセンターを引っ張っていくしかないのかな。

委員長

実質的にはここでの意見で動いていくとしても、形式的には運営委員会予備会を設置したらどうかということをお答申として決め、次のところで具体的なメンバー選定に入ることになりますよね。今日は、ここでいう運営委員会を設置しましょうということを決めればよいということですか。それでは、この委員会としての名称は仮称ですが、運営委員会、中間支援組織予備会、準備会ですか。

地域振興部長

センターの施設の名称なんですけども。9月議会に設置条例を出すとする、条例制定請求が多分7月だと思うんですが、名称が固まってないと条例が出せない。

委員

条令上は固い名前でも、通称で「ほくよん」というのもあります。

地域振興部長

この北とぴあは北とぴあ条例にしています。紛らわしくしないために通称と一致した条例に。

委員長

それは作業部会で決めていただくということで。10月からこちらになるんですからね。

では、こういう運営委員会を立ち上げ、作業部会でさらに詰めていただいて、7月のところまでたご報告いただくということでよろしいですか。

(異議なし)

それでは、次回はこの残りの部分の議論と、それから次の検討課題のための準備作業、勉強会のようなことをしていきたいと思っています。とりあえず日程については事務局から案をご提示いただいて。

コミュニティ担当課長

次回は7月2日、水曜日。18時から20時ということで。

委員長

このセンターの話がある程度落ち着いてきたら、行政と市民活動がどんな関係で今後進んでいくのかという協働について、この委員会としても検討していきたいと思っています。そこではリサイクル活動機構がどういう協働をやっているのかというような事例もありますし、また他の団体がどんなことをやっているか。今後はどうすべきかというような、補助金のあり方とか委託事業のあり方とか、契約のあり方というような話に広がっていくかと思います。また、それについては事務局と相談しながら、どういうふうに進めていくかを考えて、皆さんが活発な議論ができるようなことを考えていきたいというふうに思います。では、委員会としてはこれで閉会ということにしたいと思います。

閉 会